

第 **I** 章 基本的事項

1 計画の位置づけ

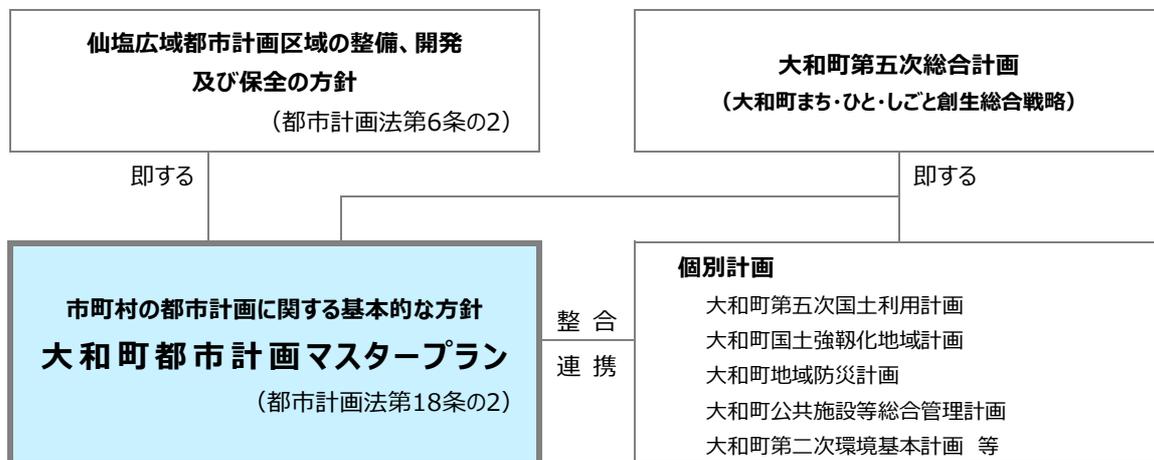
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

大和町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき宮城県が広域的な観点から都市計画の方針を定める「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と大和町第五次総合計画（以下、「総合計画」という。）に即すとともに、大和町第五次国土利用計画（以下、「国土利用計画」という。）等の関連計画と整合を図りつつ、都市計画の方針として定めます。

大和町（以下、「本町」という。）では、平成7年（1995年）に当初計画を策定し、その後、平成15年（2003年）、平成22年（2010年）に国や宮城県の都市計画の方向性を踏まえた計画として見直してきました。平成22年（2010年）に見直した計画は「大和町第四次総合計画」に即したものでしたが、その後10年以上が経過し、計画期間を迎えました。また、この間には本町を取り巻く社会情勢も変化しており、令和4年（2022年）からは新たなまちづくりの指針である「総合計画」に基づく都市づくりがスタートしました。

本計画は、「総合計画」を踏まえ、都市づくりのビジョンを確立し、土地利用や都市施設の方針等を明らかにすることで、長期的・総合的な都市づくりの指針を示すとともに、個別・具体の計画や事業を調整する役割を果たすものです。

▶大和町都市計画マスタープランの位置づけ



都市計画法（抜粋）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 計画の構成

本計画は、都市計画運用指針(国土交通省)で示される「全体構想」「地域別構想」を中心に策定し、二つの構想及びそれぞれを達成するための「実現化方針」で構成するものとします。

▶大和町都市計画マスタープランの構成

現況整理編

- 本計画の策定にあたり、人口・産業・土地利用の動向や都市施設の整備状況等、基礎的な状況を分析します。
- 都市づくりに関する考えや要望等を把握するため、総合計画策定にあたり実施したアンケート調査による住民意向を分析・整理します。

大和町都市計画マスタープラン

第1章 基本的事項

- 本計画の位置づけや目標年次・対象区域等の基本的な事項を整理します。

第2章 全体構想

- 都市全体の観点から将来像や目標を設定し、分野別の都市づくりの方針を示します。

第3章 地域別構想

- 全体構想を踏まえ、より詳細に各地域の都市づくりの方針を示します。

第4章 実現化方針

- 全体構想・地域別構想の達成・実現に向けた方針を示します。

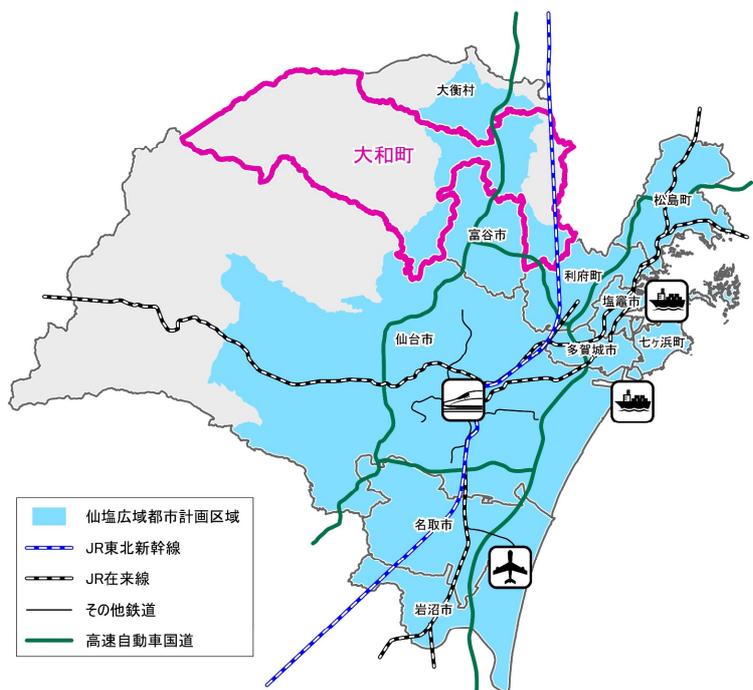
3 計画の目標年次・対象区域

都市づくりは、長期的展望をもって継続的に進める必要があることから、本計画は20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後の令和15年(2033年)を目標年次として策定します。

また、本町は、行政区域22,549haのうち6,190ha(27.5%)が仙塩広域都市計画区域※となっていますが、国土利用計画と整合を図り、町全域を対象区域とします。

なお、社会情勢や住民ニーズの変化に対応するため、目標年次以前であっても必要に応じて見直しを図ることとします。

▶大和町の位置と都市計画区域の指定状況



※印は、巻末に用語解説を掲載しています。

4 都市づくりの課題

都市計画マスタープランとして将来像や目標を定め、都市づくりの施策を検討するうえでの課題事項について整理します。

なお、具体的な現況・分析については、別途「現況整理編」に取りまとめます。

課題①

身近な暮らしを支える生活圏・公共交通網の形成

身近な暮らしを支える生活圏の形成

全国的に人口減少・少子高齢化が進むなか、持続可能な都市経営とするため、国や宮城県ではコンパクトな都市づくりに向けた取組を進めています。こうしたなか、本町では中心市街地の整備が進み、日常生活に必要なサービス施設が立地しており、総合的には「住みやすい」との住民意見が多くあります。

しかし、本町の年齢構成をみると少子高齢化の傾向が表れており、近い将来には人口減少に転じる見込みです。また、空き家や空き地の発生が見られるほか、今後、都市のスポンジ化^{*}の進行も懸念され、生産年齢人口の減少や高齢化に伴う社会保障費の増大を考慮した場合には財政状況も厳しくなるものと予想されます。

そのため、これからの都市づくりでは、都市機能の維持に係るコストを抑制することが重要となり、現在の都市基盤を維持しつつ、空き家・空き地等を有効に活用し、日常生活に必要な商業・医療・福祉・行政サービス等の都市機能の維持・誘導を図ることで、利便性の高い暮らしを支える生活圏を形成する必要があります。

公共交通網の形成

本町の町域は、中心部の既成市街地を中心とするように蝶が羽を広げた形を呈しています。南部では富谷市と隣接した郊外型の住宅市街地が形成されているほか、町内各地域に旧村単位の集落が点在しています。公共交通は、市街地（中心部及び郊外住宅市街地の市街化区域^{*}）の主要施設を巡りながら内部を周回するように、又は市街地と仙台市泉中央地区を結ぶようにバス路線が設定されています。他の地域ではデマンドタクシー^{*}（定時運行）が運行しており、各地域と中心部の主要施設を結ぶ運行となっています。

しかし、本町には鉄道駅がなく、公共交通の運行頻度も高くないことから、移動手段は自動車利用が8割以上となっており、「公共交通の利便性が低い」との住民意見もあります。特に、高齢化が深刻化することで日常生活の足としての公共交通の重要性が高まっており、定住の条件に公共交通の充実をあげる意見も多くみられます。

そのため、各地域における生活圏を踏まえて公共交通の抱える課題を明らかにし、公共交通ネットワークの将来像及びその実現に向けて、大和町地域交通会議をはじめ、周辺都市や交通事業者とも連携しながら多様な運行形態について検討していく必要があります。

課題②

圏域の産業・経済のけん引、地域の交流・賑わい創出

圏域の産業・経済のけん引

本町は、仙台北部中核工業団地群を有する宮城県を代表する工業集積地となっており、製造業を中心として圏域の産業・経済をけん引しています。また、南部には大和リサーチパークが整備され、宮城大学や泉パークタウン流通工業団地、宮城県産業技術総合センター（仙台市泉区）等とともに、産学官連携によるものづくり・研究開発の拠点を形成しています。

本町は、昭和30年（1955年）に誕生して以降、人口が増減するなかで昭和48年（1973年）には約18,000人まで減少したものの、その後は住宅団地の整備や企業誘致の効果により人口が増加し、平成30年度（2018年度）には交付税の不交付団体※となるなど、安定した財政基盤を確立してきました。しかし、将来的には人口減少により経済・産業活動の縮小も懸念されるほか、情報通信技術等の進化により産業構造も変化していくことが考えられます。

今後とも、富県宮城※を支え、県内産業の持続的な成長を担う都市として、関係機関と連携しつつ産業・物流・研究開発の機能維持・強化を図るとともに多様な業種の誘致を模索し、仙台圏域の産業・経済をけん引するための環境整備を進める必要があります。

地域の交流・賑わい創出

本町では、人口増加の受け皿として吉岡南部地区において住宅基盤整備を進め、公共施設や商業・サービス施設等の整備も進みました。一方、吉岡北部地区では、奥州街道・出羽街道の吉岡宿としての名残がみられるまち並みとなっていますが、歩行者専用スペースの確保が困難となっているなど、都市基盤の整備において課題も残っています。

また、既存商店街の賑わい創出に向けては、飲食店舗や利便性の高い駐車場、道路整備を求める住民意見がみられます。さらに、新型コロナウイルス対策やデジタル化の急速な進展により、働き方・暮らし方の意識や価値観も大きく変化する今日では、官民の都市アセット※の一体的利活用による空間づくりが求められています。

これからの都市づくりにおいては、施設整備、既存商店街の活性化をそれぞれ単一で考えるのではなく、地域の歴史や文化といった魅力の活用を含めて総合的に検討し、地域の交流拡大や賑わい創出につなげていく必要があります。

課題③

災害に強く、しなやかなで安全な地域づくり

災害に強い地域づくり

近年、経験したことのない大雨により、いのちを守るための行動が必要となるような大型台風・集中豪雨等が頻発しており、全国的に河川氾濫や土砂災害によって甚大な被害が発生しています。本町でも、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風で床上・床下浸水をはじめとする甚大な被害を受けています。こうした経緯もあり、自然災害を不安視し、防災・減災対策の充実を求める住民意見が多くなっています。

全国的には、一級水系※を中心として、頻発化・激甚化する水害に対して河川流域全体のあらゆる関係者が協働する新たな考え方の流域治水プロジェクト※が始動しています。一級河川鳴瀬川水系の吉田川上流に位置する本町は、鳴瀬川水系等流域治水協議会の一員として鳴瀬川水系流域治水プロジェクト※に参加しており、関係機関と連携して堤防・護岸等の整備を進めています。

今後は、計画規模・想定最大規模といった発生頻度・被害想定規模も念頭におき、住民や事業者等も含めた関係する全ての主体が協力しながら、ハード・ソフトが一体となった対策を進めていく必要があります。

しなやかなで安全な地域づくり

平成23年(2011年)3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、東北地方を中心に12都道府県で死者・行方不明者が2万2,000人余となり、わが国の地震・津波災害対策の在り方が大きく見直される契機となりました。本町では津波被害の危険性は少ないものの、東北地方太平洋沖地震では人的被害が発生しており、これを教訓として各種防災関連計画を見直し、「減災」の考え方を基本とした取組を進めてきたところです。

こうしたなか、国においては、従来の事後対策から事前対策に重点を置き、大規模自然災害が発生しても経済社会が致命的な被害を受けず、被害を最小化して迅速に回復することを目指し、平成25年(2013年)に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定しています。

今後は、防災関連施設のメンテナンスに係るコスト増大や都市基盤の老朽化といった課題を踏まえつつ、国土強靱化計画※や地域防災計画※との連携・調整を図りながら、被害を受けたとしても迅速に復旧・復興できる、地域住民が将来にわたって安全・安心に暮らせる強く、しなやかな都市づくりを進める必要があります。

課題④

自然に優しく、快適な都市環境の創出

自然に優しい都市環境の創出

本町では、平成20年（2008年）に独自の環境マネジメントシステム「たいわEMS[※]」を導入し、環境負荷低減に努めてきました。住民意見では、本町の良い点として自然の豊かさが多くあがっており、環境施策の満足度も高くなっています。しかし、地球規模では気候変動が顕著となっており、その要因とされる温室効果ガスの排出抑制等、気候変動対策は国際社会が共通して取り組むべき課題となっています。また、生物多様性[※]の危機、福島第一原子力発電所事故を契機としたエネルギー政策の在り方等、環境関連政策は、SDGsの意識の高まりも相まって従来以上に多様な視点で議論が進んでいます。

こうしたなか、国では令和2年（2020年）10月に2050年カーボンニュートラル[※]を宣言しました。環境対策は「社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す」という認識にたち、成長戦略の柱の一つとしてグリーン社会[※]の実現を掲げ、多方面から施策が展開され始めています。

これらを踏まえ、都市政策分野では、都市活動の基盤となる土地利用について、自然環境の保全はもとより、エネルギー利用の効率化、低炭素化・脱炭素化の観点から現在のコンパクトな市街地を維持する必要があります。また、環境性能の高い住宅・建築物の普及や交通分野におけるスマートモビリティ[※]の導入等、都市を構成する要素のグリーン化を進める必要があります。

快適な都市環境の創出

「環境」については、自然環境のみならず、都市環境としてもその重要性が高まっています。従来、市街地内の農地は「宅地化すべきもの」と位置づけられてきましたが、人口減少に伴う宅地需要の沈静化、緑のもつ潤いややすらぎといった効果から、その認識が改められています。また、公園・緑地、広場、農地等のオープンスペースは、景観、防災・減災、教育・学習等の多様な場面で機能を発揮するものであり、持続可能で魅力ある地域づくりのためのグリーンインフラ[※]として活用が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症による危機を契機に自宅で過ごす時間が増えるなか、都市におけるグリーンインフラとしての緑やオープンスペースは、運動不足の解消・ストレス緩和の効果を得られる場として、また、災害時には密を避けた避難場所として、その重要性が再認識されています。

今後とも既存の公園・緑地や農地を貴重な資源ととらえて管理・保全するとともに、地域の宅地需要やオープンスペースの確保状況を勘案し、公園・緑地、広場を配置しながら人・自然双方に優しく、快適な都市環境を形成する必要があります。